

賃金日額の算定の基礎となる賃金の範囲

賃金と解されるもの	賃金と解されないもの
休業手当	休業補償費
有給休暇日の給与	傷病手当金
住宅手当	工具手当・寝具手当
物価手当又は勤務地手当	チップ
通勤手当（定期券、回数券等）	脱退給付金付き団体定期保険の保険料
日直手当・宿直手当	会社が全額負担する生命保険の掛金
単身赴任手当	解雇予告手当
受験手当及び転勤休暇手当	慰労金
争議解決後に支払われる基準賃金の増給	安全衛生表彰規程に基づく個人褒賞金
航海日当 （乗船中の船員に支給される日当）	勤続褒賞金
不況対策による賃金からの控除分が労使協定に基づきさかのぼって支払われる場合の当該給与	外国駐在員に対して支払われる外地給与
食事の利益	賃金の算定基礎に算入されないもの
被服の利益	退職金
住居の利益	退職日後の給与
特別の取扱いをするもの	離職後に決定された給与
通勤定期券	海外在留者に対する海外手当、在外手当
外務員の歩合給	財産形成貯蓄のため事業主が負担する奨励金等
外務員等の実費弁償的賃金	結婚祝金・死亡弔慰金・災害見舞金
社会保険料、所得税等の労働者負担分を事業主が負担したもの	祝祭日・企業創立記念日に特別に支給される給与
漁船に乗り組む船員の歩合制賃金	法定外有給休暇の買上げ
	争議解決後に支払われる一時金

厚生労働省「50401-50600 第5 賃金日額の算定の基礎となる賃金の範囲」より抜粋して作成